

労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示

○厚生労働省告示第七十三号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七條の二第五項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和四年厚生労働省告示第三百七十一号）の一部を次の表のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎